

中央公園ワークショップ報告会を開催しました

平成 26 年 7 月 14 日（月）、市役所大会議室で大塩市長に対して中央公園ワークショップの報告を行いました。報告の概要を以下にお示しします。

●公園の基本方針

■ テーマ

街の中心部にできる自然を感じる空間
～季節を感じる公園、安全・安心のある公園～
里庭がある公園



市長に報告書を提出

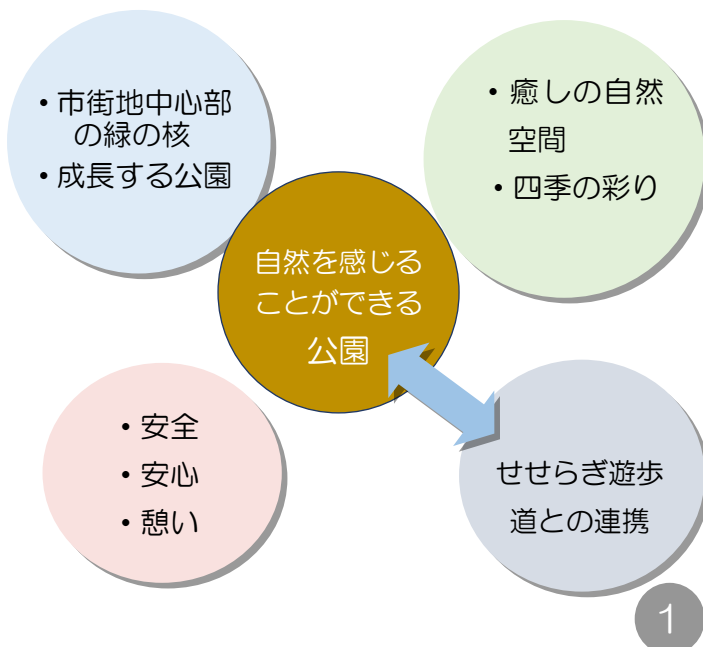
■ 中央公園の特色

- ・まちの真ん中に生まれる、誰もが気軽に利用できる癒やしの自然空間
- ・緑の核「芝生広場」と活動のある雑木林「里庭」からなる公園
- ・四季を感じることができ、季節の彩りを楽しむことができる公園
- ・まちに「安全」と「安心」、「憩い」が染み出していく公園
- ・時の流れとともに成長していく公園



参加者一同

■ 概念図



● 今後について

今回は、4回にわたって公園計画のワークショップを行ってきました。これをワークショップの第一段階〈フェーズ 1〉と捉えると、今後、公園の活用のための準備段階を〈フェーズ 2〉、完成した公園で実際に活動していく段階を〈フェーズ 3〉として、展開していくことが求められます。

今後、さらに中央公園やキセラ川西へ市民の方々に感心を持っていただき、川西市を盛り上げていくよう、〈フェーズ 2〉、〈フェーズ 3〉におけるワークショップ等の活動を継続させていくことが重要と考えます。

工事の進捗状況

【1工区】

1工区の工事の進捗状況は、土壌汚染対策工事も終わり、現在急ピッチで造成工事を行っています。(工期：9月末)



1工区

【2工区】

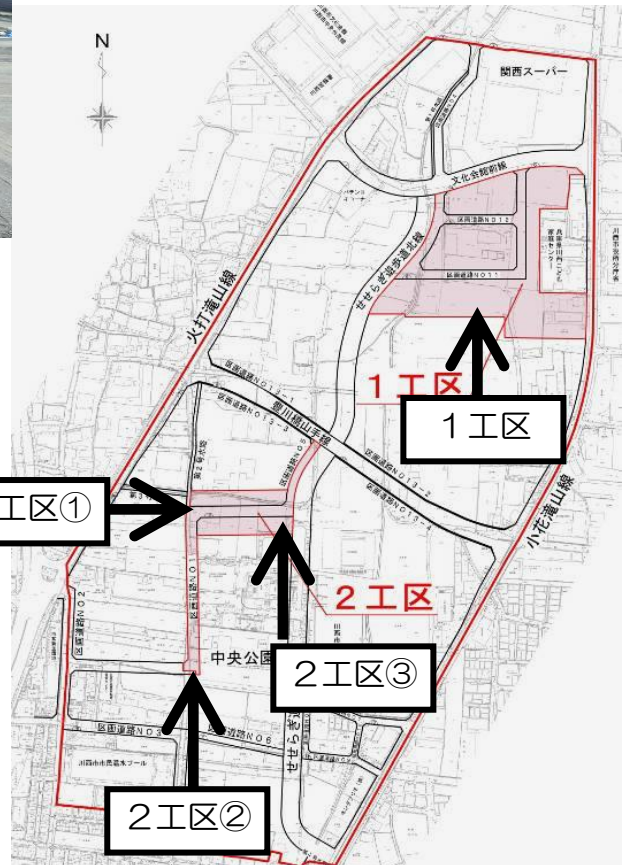
2工区の工事の進捗状況は、宅地造成工事は完了し、地権者との現地確認後、宅地の引渡し(使用収益開始)を随時行っております。(工期：8月29日)



2工区①



2工区②



※ 矢印(↑)は撮影方向です



2工区③

まちづくり協議会に「住居表示変更検討部会」を設置しました

平成26年7月1日（火）に開催された第96回計画検討委員会において、中央北地区整備事業区域（約22.3ha）における住居表示の変更についての意見交換が行われました。その結果、川西市中央北地区まちづくり協議会規約にもとづき、「住居表示変更検討部会」が設置されました。

今後は、本部会において、中央北地区整備事業区域の住居表示変更の有無について検討をしていきます。

中央北歴史コラムーちょっとふるさと自慢（24）ー

わが‘ふるさと自慢’は、縄文・弥生時代以前から古代に至るこの地の歴史として語る事ができるのですが、しかし、この地の自然資源や地理的な優位性を見逃すことはできません。これは現代に生きる地域の特性であり、この地の歴史が裏付け、地域の多様な文化・産業にも彩られているのです。このことを、私たちは忘れることがあってはならないと思います。このこだわりは、地域にこだわった「多田院御家人」のいきざまに悲しくなるほど現れています。

前回、享保年間の多田院御家人が越後（新潟県）での新田開発を幕府に願い出て、果たせなかったことをふり返りました。このような計画は、享保17年（1732年）の武蔵の玉川を掘り抜いて舟運を開き利益を得たいと願い出たり、またその前に旧大和川筋3百町歩の開発を願い出たりしています。

大和川は、幕府が淀川の治水のために、奈良盆地からの大和川の流れを淀川に流さないように、現在の柏原市付近から石川に北流していた流路を、西流させて堺市の方向に流すように、宝永元年（1704年）2月川筋の付け替え工事を開始し、10月に完成させました。それにともない旧大和川本流・支流の川床や池などを埋め立て、これを新田に転換することがはかられました。百姓・町人が申請して開発が進められ6千石、880町余の新田が造成されました。このときにも多田院御家人は現在の大東市・東大阪市・大阪市にわたる旧川筋での新田3百町歩の造成を願い出ました。これも、幕府の収入増のために貢献し、かわりに多田付近で知行地を拝領したためでした。しかし、その造成願いも認められませんでした。

源氏の発祥の地でありその祖廟である多田院（多田神社）を守ってきた多田院御家人の由緒は古く、その伝統を受け継ぐには相応の経済力が必要です。源頼朝より御家人として安堵された「多田院御家人」でしたが、豊臣秀吉の裁きで多田院社領をとりあげられ、知行地（俸禄として給付された土地）もすべて没収されたうえ、今後とも多田院の守護を命ぜられました。これによって多田院御家人たちは無録となって各地に散るなど、隠住の生活を送ることとなったのです。

もともと2万3千石といわれた知行地が没収されています。多田院の守護を全うするためにも、御家人はさまざまな計画をたて、失った知行地を回復しようとしたのです。幸い徳川氏は清和源氏の嫡流新田氏の支族得川（徳川）の出だと称しています。そこで多田院御家人は、源家の祖に仕えるわれわれは即ち源氏の流れをくむ徳川氏の御家人でもあるという論法でいろいろと幕府に働きかけて、徳川氏が多田院とその御家人のために特別の配慮をしてくれることを期待したのです。しかし、いったん農民となっていながら大名・旗本なみの知行地をもらうおうとすること自体そもそも無理というものでした。しかし、この時代にたえず外界の情報をキャッチし悲願の達成をめざしたところに、地域にこだわる凄みを感じずにはられません。

参考：「かわにし川西市史」「川西史話」より

中央北整備部からのお知らせ

旧川西市水防倉庫の解体工事について（ご案内）

この度、区画整理事業区域内におきまして、旧川西市水防倉庫の解体工事に着手することとなりました。

皆様のご迷惑にならぬよう注意を払い施工しますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

工事場所 川西市火打1丁目4-7（旧川西市水防倉庫）※右図参照

工事期間 平成26年7月22日から
平成26年8月22日まで
（作業時間：AM9:00～PM5:30）
※日曜、祝日は原則として休日とします。

施工者 施工者名：大興建設株式会社
現場代理人：今村
住所：川西市栄町4番9号
TEL：072-758-0244

川西市 中央北整備部 中央北推進室
地区整備課 担当：藤田

連絡先 TEL：(072) 740-1207



第97回 川西市中央北地区まちづくり協議会 計画検討委員会の開催お知らせ（協議会員どなたでも参加できます）

日時：平成26年8月5日(火)17:30～ 場所：市役所2階202会議室

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。

また、「中央北まちづくり指針」や「低炭素まちづくり計画」等に基づいた建築計画であるかを確認するため、事前に「建築行為等の手続条例」に基づく協議が必要です。（詳しくは、地区整備課072-740-1207へ）

登記されていない借地権がある方、権利者が死亡され名義変更されていない方の申告等を引き続き受け付けています。

権利の移動があった場合や、住所氏名の変更があった場合はご連絡を。

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL：072-740-1214 FAX：072-740-1330

日時：午前9時～午後5時半（ただし、土曜・日曜・祝日は除きます）

HP：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>